



# 第3次 筑後市教育大綱

「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～



## はじめに

令和2年3月に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、社会や生活様式が大きく変わりました。学校生活においてもその影響は大きく、学校では長期にわたる臨時休業を受け、ICT化の必要性が顕著になりました。



これからの教育では、多様な子どもたちの特性に応じ、誰一人取り残さないための個別最適な学びを提供していくことが求められます。次代を担う子どもたちのため、持続可能な教育環境をつくることも重要です。

そこで、これまでの内容を踏まえ新たな時代の潮流に合わせた、第3次の教育大綱を策定いたしました。

本大綱を基本的な方針とし、「教育のまち・ちくご」の実現を目指します。

**筑後市長 西田 正浩**

## 策定の背景

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行されました。

この中で、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されました。

筑後市では、平成27年5月に設置した「筑後市総合教育会議」で協議を重ね、「筑後市教育大綱」を平成28年3月に策定いたしました。

今般、新しい時代の到来に向け、「筑後市総合教育会議」で協議を行い、「第3次筑後市教育大綱」を策定いたしました。

# 大綱の位置付け

本大綱は、筑後市の教育や子育てに関する施策の目標やその根本となる方針を定めるものです。

## 実施期間

本大綱は、第6次筑後市総合計画後期基本計画の実施に合わせ、令和5年度から8年度までの4年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

## 目 標

### 「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～

ちくごの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちくごの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちくご」を目指します。

## 基本方針

本市の教育を推進するために、6つの基本方針を定めます。

## 基本方針1

# ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進

郷土の歴史や伝統・文化と、現在の筑後市の魅力を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。

- ◇文化財の保護と活用
- ◇生涯学習の推進
- ◇小中連携・地域連携の推進

## 基本方針2

# 子育てしやすいまちづくりの推進

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、全ての妊婦・子育て家庭が、安心して子どもを産み、子育てができるまちを目指します。

- ◇子どもの人権の尊重
- ◇保育サービスの充実・子どもの居場所づくり
- ◇切れ目ない支援による子育て不安の軽減
- ◇子どもの健やかな成長の支援
- ◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 基本方針3

# 社会を生きぬく力を育む学校教育の推進

児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「知」「徳」「体」の育成を柱として21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。

- ◇確かな学力の向上
- ◇豊かな心の育成
- ◇健やかな体の育成
- ◇小中連携・地域連携の推進(再掲)
- ◇教育環境の充実

### 基本方針4

# スポーツと文化・芸術を通じた健康で心豊かなまちづくりの推進

子どもから高齢者までが、健康スポーツや競技スポーツ、文化・芸術を身近に感じ、楽しむことができるまちを目指します。

- ◇生涯スポーツの推進
- ◇生涯学習の推進(再掲)

## 基本方針5

# 差別のない、人権が守られるまちづくりの推進

あらゆる差別をなくすため、一人ひとりが多様な価値観を認め合い、市民参加による人権尊重のまちを目指します。

- ◇市民や市内企業への人権教育・啓発
- ◇児童・生徒への人権教育・啓発

## 基本方針6

# 人生100年・人口減少時代を見据えた生涯学習の推進

いつでもどこでも誰もが生涯にわたり学習を行い、その成果を生活や仕事に活かすとともに、学び合いを通して地域のつながりを深め、よりよい地域づくりに取り組む「生涯学習を通したまちづくり」を進めます。

- ◇生涯学習の推進(再掲)
- ◇青少年教育・体験活動の推進

以上の基本方針を推進するため、学校、家庭、地域、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。

# 市民憲章

この恵み多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまちを築きたいという願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 ゆたかな自然とうるわしい人情、調和のとれたまちをつくりましょう。
- 1 伝統にまなび、教養をたかめ、清新な文化のまちをつくりましょう。
- 1 ふれあいと安らぎを大切にし、思いやりにみちたまちをつくりましょう。
- 1 健やかな心と体をそだて、生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 仕事によるこびと誇りをもち、活気あふれるまちをつくりましょう。

昭和59年10月1日制定



令和5年3月  
筑後市